



「もんじゅ」廃止措置推進チームの開催について

〔平成 29 年 5 月 25 日〕
原子力関係閣僚会議申合せ

1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」につき、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」（平成28年12月21日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえ、その廃止措置を安全かつ着実に進めるため、「もんじゅ」廃止措置推進チーム（以下「推進チーム」という。）を開催する。
2. 推進チームの構成は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

チーム長 内閣官房副長官（参）
副チーム長 文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
構 成 員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
文部科学省研究開発局長
経済産業省資源エネルギー庁次長

3. 「もんじゅ」の廃止措置、地元自治体との間の連絡・調整等に係る業務を円滑かつ着実に進めるため、推進チームに幹事を置き、推進チームの指定する官職にある者をもって充てる。
4. 推進チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

「もんじゅ」廃止措置推進チームの幹事について

平成29年5月25日
「もんじゅ」廃止措置
推進チーム決定

「「もんじゅ」廃止措置推進チームの開催について」（平成29年5月25日原子力関係閣僚会議申合せ）第3項の規定に基づき、「もんじゅ」廃止措置推進チームの幹事を次のとおり指定する。

代表幹事 文部科学省研究開発局もんじゅ廃止措置対策監
幹事 内閣官房及び関係府省の担当者

「もんじゅ」廃止措置現地対策チームの設置について

〔平成29年5月25日
関係省庁申合せ〕

1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」につき、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」（平成28年12月21日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえ、その廃止措置が安全かつ着実に実施されていることを現場で確認し、必要な対応を行うため、「もんじゅ」廃止措置現地対策チーム（以下「現地対策チーム」という。）を設置する。
2. 現地対策チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
チーム長 文部科学省研究開発局もんじゅ廃止措置対策監
構成員 内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省の担当者
3. 現地対策チームの庶務は、経済産業省の協力を得て、文部科学省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、現地対策チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

(参考)

「もんじゅ」廃止措置現地対策チームの構成員について（平成 29 年 5 月 25 日現在）

チーム長 文部科学省研究開発局もんじゅ廃止措置対策監

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）

文部科学省研究開発局研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長代理（2名）

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長補佐

経済産業省資源エネルギー庁長官官房原子力技術戦略総括研究官

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課若狭地域担当官事務所長

「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合

平成 29 年 5 月 25 日
文部科学大臣決定

1. 趣 旨

高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）については、平成 28 年 12 月 21 日に開催された第 6 回原子力関係閣僚会議で決定された「『もんじゅ』の取扱いに関する政府方針」において、「原子炉としての運転再開はせず、今後、廃止措置に移行する」とされた。また、同方針において、「『もんじゅ』の廃止措置を安全かつ着実に進めるため、新たな『もんじゅ』廃止措置体制を構築することとし、①政府一体となった指導・監督、②第三者による技術的評価等を受け、③国内外の英知を結集した体制を整えた上で、原子力機構が安全かつ着実に廃止措置を実施する」とされた。

これを踏まえ、文部科学省は上記「②第三者による技術的評価等」の実施主体として、「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合（以下、「専門家会合」という。）を設置する。

2. 専門家会合の役割

- (1) 「もんじゅ」廃止措置推進チーム（以下、「推進チーム」という。）の要請等に応じて、「もんじゅ」の廃止措置に関する政府としての基本方針の策定等推進チームの活動に対する助言
- (2) 原子力機構が策定する「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画案に対する評価
- (3) 原子力機構からの廃止措置の進捗に係る報告に対する評価及び推進チーム又は「もんじゅ」廃止措置現地対策チームへの当該評価の報告
- (4) 原子力機構の廃止措置実施体制に係る組織、マネジメント等に関する助言

3. 実施方法

- (1) 専門家会合は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 専門家会合は、必要に応じて、委員以外の国内の専門家の協力を得ることができる。
- (3) 専門家会合は、必要に応じて、海外の専門家を国際アドバイザーとして招聘し、意見を求めることができる。

4. 設置期間

平成 29 年 5 月 25 日から 2 年間とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

5. その他

本件に関する庶務は、研究開発局研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）付において行う。

「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合 委員

- 座長 佐藤 順一 公益社団法人日本工学会 会長
国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー
- 委員 井上 正 一般財団法人電力中央研究所 名誉研究アドバイザー
- 橋川 武郎 東京理科大学 イノベーション研究科教授
- 来馬 克美 福井工業大学工学部 原子力技術応用工学科教授
- 野口 和彦 国立大学法人横浜国立大学 リスク共生社会創造センター センター長
国立大学法人横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授
- 樋口 治雄 日曹エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
- 村上 朋子 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー
- 山口 彰 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻 教授

(五十音順、敬称略)

※今後、必要に応じ、委員を追加することができる。

日本原子力研究開発機構特命チームの設置について

平成29年5月25日
文 部 科 学 省

1. 設置の目的

文部科学省として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「JAEA」という。）の業務全体のガバナンスの向上を図ることを目的として、JAEAの業務に係る重要事項に関する指導・監督を強化するため、本特命チームを設置する。

2. 構 成 員

（チーム長） 文部科学副大臣
（チーム長代理） 事務次官
 研究開発局長
 大臣官房審議官（研究開発局担当）
 原子力課長
 研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）

3. 所 掌

JAEAの業務に係る重要事項（「もんじゅ」の廃止措置に係る事項を除く）に関する指導、監督その他必要な事項

4. そ の 他

チームに関する事務は、研究開発局研究開発戦略官（新型炉・人材育成担当）付の協力を得て研究開発局原子力課において処理する。